

徳島地方裁判所・簡易裁判所の民事手続案内について

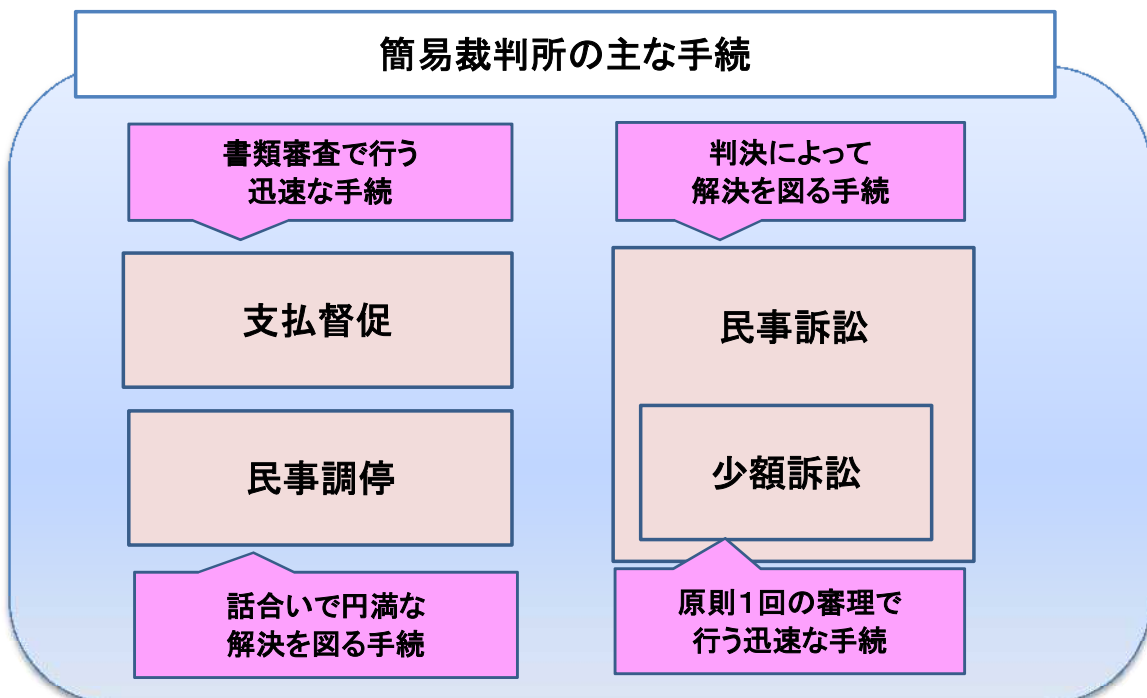
地方裁判所・簡易裁判所では、次のような紛争について、「相手との紛争を解決するために裁判所の手続を利用したいが、どんな手続が利用できるのか分からない」という方のために、民事手続案内を行っています。

民事手続案内では、手続の内容、種類や流れ、申立てに必要な書類・費用などを裁判所の職員が説明します。この手続案内は、裁判所の訴訟、調停などの手続の特徴を説明し、どの手続を選ぶかご自分で判断する手助けのために行っているものです。

なお、手続案内は、弁護士等が行う「法律相談」とは異なります。裁判所の中立性、公平性の立場から、法律問題の結論、どちらの言い分が正しいか、訴訟や調停の見通し、どのような解決をしたらよいかというような内容にはお答えできませんので、ご注意ください。

紛争例	内容
貸金	お金を貸したのに、借りた人が返してくれない。
売買代金	物を売ったのに、買主が代金を支払ってくれない。
給料・報酬	仕事をしたのに、雇主が給料を支払ってくれない。
請負代金	家を建てたのに、注文主が代金を支払ってくれない。
修理代金	家を修理したのに、注文主が代金を支払ってくれない。
賃料・地代請求	アパートや土地を貸しているが借主が家賃等を支払ってくれない。
賃料減額・増額	契約から時間が経っており、賃料が近隣の相場に合わない ので、減額(増額)したい。
建物明渡	借主が賃料を支払わないので、建物から出て行ってほしい。
損害賠償	交通事故に遭い、車を修理したのに、修理代金を支払ってくれない。 けがをしたが、相手が病院代を支払ってくれない。

簡易裁判所の主な手続



* 上記のほかにも、地方裁判所、簡易裁判所には他の手続があります。

案内時間帯

月曜日から金曜日（祝日・年末年始を除く）

午前：9時から11時30分まで

午後：1時から4時まで

原則として、電話による手続案内は行っておりません。ご不便な事情がありましたらご連絡ください。

* 来庁された順に案内を行います。予約制ではありませんので、時間に余裕をもってお越しください。

* 徳島地方裁判所・簡易裁判所では1階簡易裁判所書記官室に、阿南、美馬、鳴門、吉野川、牟岐及び徳島池田の各簡易裁判所では書記官室に申し出てください。

* 鳴門、吉野川、牟岐及び徳島池田の各簡易裁判所においては、地方裁判所の各種紛争解決手続の詳細な説明はできませんので、ご注意ください。

* 鳴門、吉野川、牟岐及び徳島池田の各簡易裁判所については、手続案内の担当者が不在の場合がありますので、確実に期すため、来庁される前に電話で連絡してください。

手続案内を受けるにあたってご用意いただくもの

手続案内を利用する際には、具体的な紛争となっている事案をご説明いただくための参考資料（各種契約書、交通事故証明書、写真、函面、領収証、見積書など）をご持参いただくと、より内容に沿った手続案内が可能です。

また、当日に申立てまで行うことをお考えの方は、印鑑（スタンプ式以外のもの）と申立手数料、郵便切手などを賄える程度のお金が必要となります。

その他ご注意いただきたい点

- 紛争内容や手続に関する意思表示確認のため、原則としてご本人にお越しいただくようお願いいたします。
- 選択される手続によって、作成する書面や用意する資料が異なります。典型的・一般的な事例については、記入式の書式をご用意していますが、内容が複雑であったり、特殊な事例では、対応しきれない場合もあります。
- 手続案内は、弁護士等が行う法律相談とは異なり、手続に関する教示を目的とするもので、次のようなご相談には応じられません。**

相談には応じられない例

①法律上の権利の存否に関すること

「相手に対し、〇〇を請求する権利があるか」「時効は完成しているのか」など

②事案の結論に関すること

「実際に手続をやってみて、認められるかどうか」など

③主張の当否に関すること

「私のこの主張は法律的に通るものなのか」など

④既に係属している事件に関すること

⑤その他、裁判所の中立、公平性を失うおそれがあると思われること

「自分にとって、どうやって相手に請求した方がいいのか決めてほしい」など